

設計・コンサルティング業務における 総合評価落札方式の実施方針

令和 8 年 7 月

国立大学法人 大阪大学

「設計・コンサルティング業務における総合評価落札方式の実施方針」の制定

☐ 令和4年6月29日総合評価審査委員会決定

☐ 令和8年7月1日改正

目 次

1	評価項目及び評価基準	1
2	総合評価の方法等	5
3	評価結果の通知	5
5	その他留意すべき事項	6

1 評価項目及び評価基準

設計・コンサルティング業務（以下、「業務」という。）における総合評価落札方式の技術力にかかわる評価内容として、①担当予定技術者の経験及び能力、②業務の実施方針、③企業の信頼性・社会性から選択する。

なお、総合評価落札方式の実施にあたっては、下記の評価の視点に基づき審査・評価するものとする。

また、以下の評価項目及び評価基準については、今後の実施状況の検証を踏まえ、必要に応じ改訂を行うこととする。

(1) 評価項目

① 担当予定技術者の経験及び能力

業務を円滑に実施する能力を担当予定技術者に期待するものである。各担当予定技術者が保有する資格、実績の有無、管理技術者または主任技術者として携わった業務の業務成績を評価項目とする。

〔例〕・資格（専門分野の技術者資格）

・技術力（技術者ごとの同種又は類似業務の実績、業務成績 等）

② 業務の実施方針

発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に業務を遂行するための能力を企業に期待するものである。当該業務の理解度や取組意欲を評価するとともに、業務への取組体制や業務上の配慮事項等の視点から評価する。

〔例〕・業務の理解度及び取組意欲（業務内容、業務背景、手続の理解度 等）

・業務の実施方針（業務への取組体制、設計チームの特徴 等）

③ 企業の信頼性・社会性

業務を円滑に実施する能力を企業に期待するものである。企業における女性活躍推進等、ワーク・ライフ・バランスの推進等に係る取組状況及び賃上げの実施を表明した企業等を評価項目とする。

〔例〕・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

・賃上げの実施の従業員への表明状況

評 価 項 目

		項目	細目	設計業務
① 担当予定技術者の経験及び能力	資格	専門分野の技術者資格	主任技術者（意匠）	◎
			主任技術者（構造）	◎
			主任技術者（電気）	◎
			主任技術者（機械）	◎
	技術力	同種又は類似業務の実績	管理技術者	◎
			主任技術者（意匠）	◎
			主任技術者（構造）	◎
			主任技術者（電気）	◎
			主任技術者（機械）	◎
		業務成績（注１）	管理技術者	◎
			主任技術者（意匠）	◎
			主任技術者（構造）	◎
			主任技術者（電気）	◎
			主任技術者（機械）	◎
		継続教育（CPD）の 取組状況	管理技術者	○
			主任技術者（意匠）	○
			主任技術者（構造）	○
			主任技術者（電気）	○
			主任技術者（機械）	○
② 業務の 実施方針	業務の理解度及び 取組意欲	—	◎	
	業務の実施方針	—	◎	
③ ・ 社会性 企業の信頼性	ワーク・ライフ・バランス 等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組 のに関する認定状況	◎	
	賃上げの実施を表明した 企業等	賃上げ実施の従業員への表明状況	○	
評価項目の得点合計				

◎：必須項目、○：選択項目

注１：監理業務等、業務成績をつけていない場合は評価項目から除く。

(2) 評価基準

評価基準については、競争参加者、評価する側双方に明確となる評価基準とする。
得点配分については重要な項目とその他の項目の配点バランスを考慮する。

評 価 基 準

項目		細目	評価基準
① 担当予定技術者の経験及び能力	資格	専門分野の技術者資格	各担当分野の主任技術者について、保有資格により評価する。
	技術力	同種又は類似業務の実績	平成○年度（過去１５年度）以降に履行が完了した業務の同種又は類似業務の実績（実績の有無、携わった立場）
			以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 実績なし [欠格] 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 <管理技術者の場合> ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 <主任技術者の場合> ① 主任技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場
		業務成績	平成○年度（過去５年度）以降に履行が完了した○○○○発注の○○○○業務の業務成績の平均
			以下の順で評価する。 ① ８０点以上 ② ７５点以上８０点未満 ③ ７０点以上７５点未満 ④ ６５点以上７０点未満 ⑤ ６５点未満 [減点] ⑥ 実績なし [０点] 上記に加え、下記の順で評価する。 <携わった立場> ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場
		継続教育（CPD）の取組状況	建築ＣＰＤ情報提供制度及び建築ＣＰＤ運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去１年以内に単位取得が証明されたもの） ・当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり ・なし
② 業務の実施方針	業務の理解度及び取組意欲	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。
			優：極めて良好 良＋：良好 良：普通 良－：やや不十分 可：不十分 [０点]
	業務の実施方針	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。
			優：極めて高い 良＋：高い 良：普通 良－：やや低い 可：低い [０点]

③ 企業の信頼性・社会性	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)) ・あり。 ・なし。 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。
	賃上げ実施の従業員への表明状況	○契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明している【中小企業等※】 ・あり ・あり(公告日時点において、減点措置の対象期間に該当している者) ・なし ・なし(公告日時点において、減点措置の対象期間に該当している者) ※「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

2 総合評価の方法等

(1) 価格評価点と技術評価点

入札者の入札価格の得点を「価格評価点」とし、当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点を「技術評価点」とする。

(2) 総合評価の得点配分の割合

価格評価点と技術評価点の割合は、以下のとおりとする。

価格評価点：技術評価点 ＝ 1：1

(3) 評価値の算出方法

① 評価値

評価値とは総合評価の方法によって得られる数値であり、価格評価点に技術評価点を加えて得た数値である。

(算出方法：加算方式)

評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

② 価格評価点

価格評価点は、配分点を60点と設定し、次のとおり算出する。

価格評価点 ＝ (価格評価点配分点 (= 60点)) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

③ 技術評価点

技術評価点は、満点を60点と設定し、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る配点については、技術評価の配点合計の5%程度の整数、「賃上げの実施を表明した企業等」に係る配点については、技術評価の配点合計の3～5%の整数となるよう、契約の内容に応じて設定することとする。

技術評価点は、次のとおり算出する。

技術評価点 ＝ (技術評価点満点 (= 60点)) × $\frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$

3 評価結果の通知

競争参加資格の確認の通知時に、各競争参加者に対し、「業務の実施方針（業務の理解度及び取組意欲）」及び「業務の実施方針（業務の実施方針）」の提案内容について、不採用であり実施不可の項目を通知する。

4 その他留意すべき事項

評価内容の担保

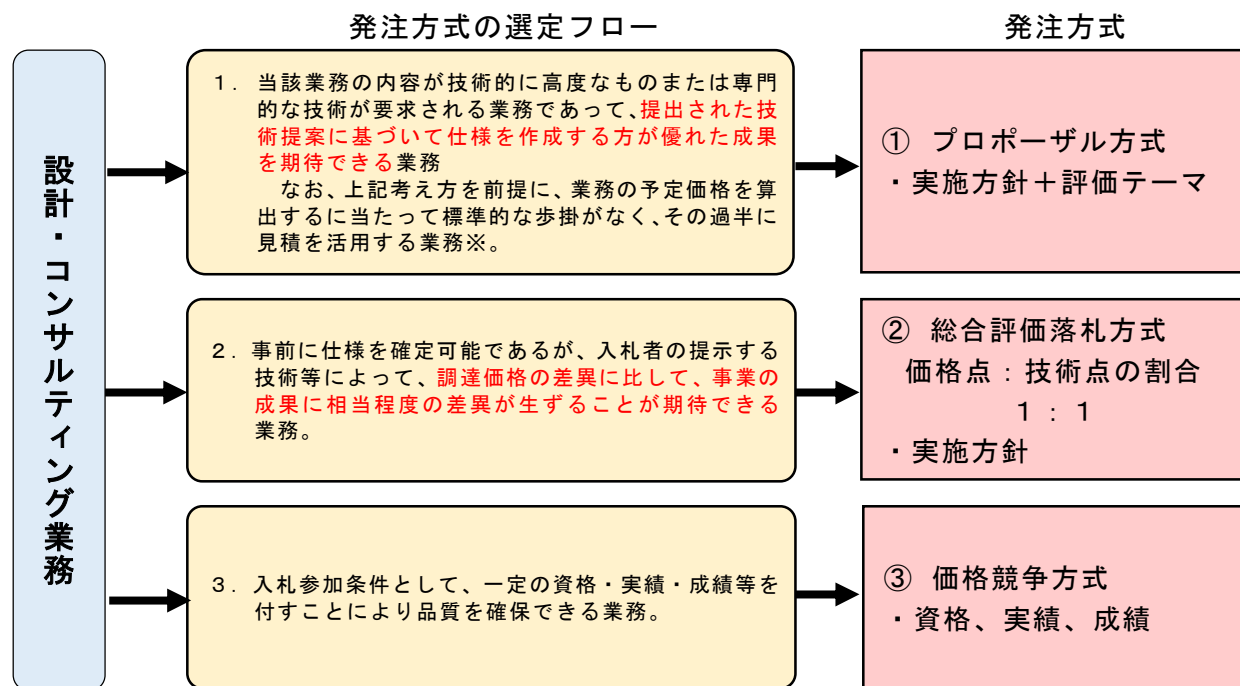
(1) 契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、採用された「業務の実施方針（業務の理解度及び取組意欲）」及び「業務の実施方針（業務の実施方針）」について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする。

(2) 評価内容の担保

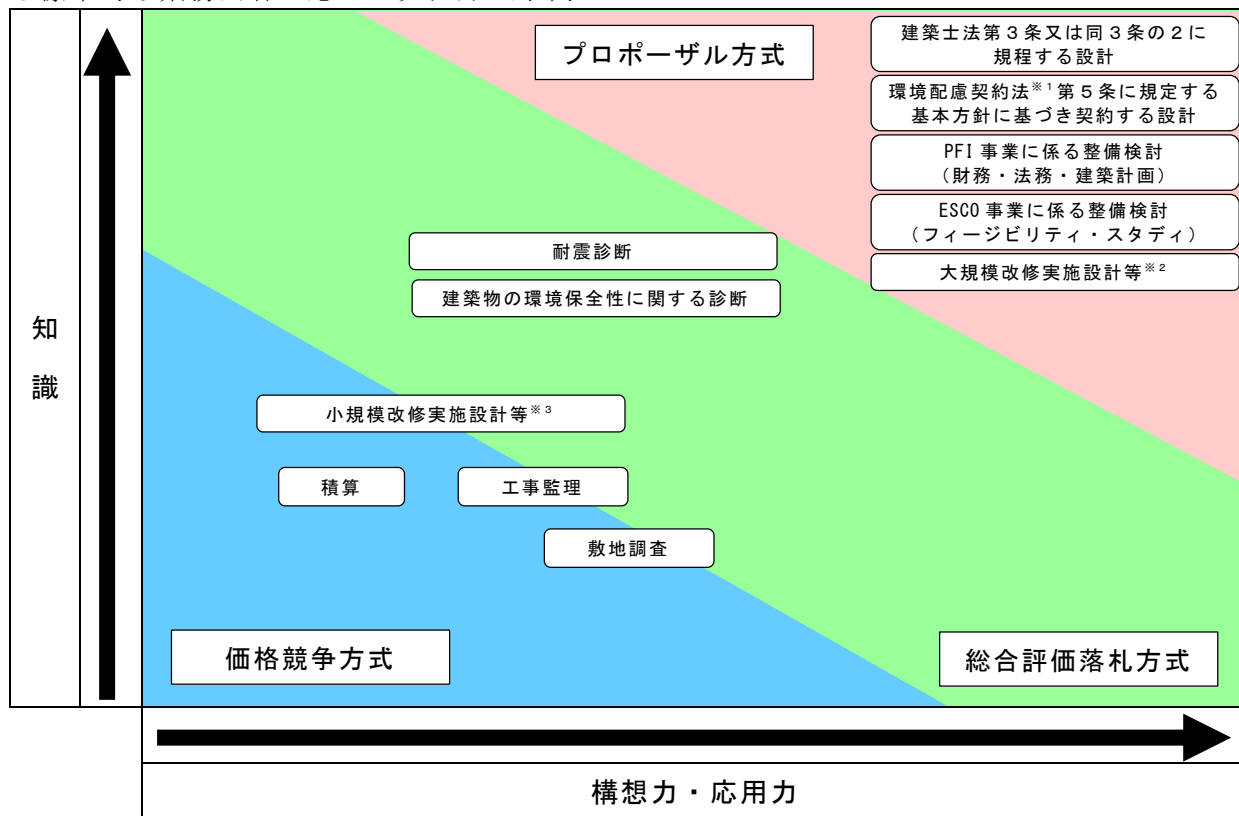
- ① 落札者の責めにより、採用された「業務の実施方針（業務の理解度及び取組意欲）」及び「業務の実施方針（業務の実施方針）」に基づく業務が履行されていないと認められる場合で、再度履行が困難あるいは合理的でない場合は、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）において準用する「建設工事の請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）により、指名停止措置を行うものとする。
- ② 賃上げの実施を表明した企業等について、加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合として、財務省主計局法規課から各省各庁の長へ通知された企業等については、通知された日から1年間、当該通知にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点（加点より1点大きな減点）を行うこととする。

○設計・コンサルティング業務における発注方式を選定する際の基本的な考え方



※予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

○標準的な業務内容に応じた発注方式事例



※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

※3 ※2以外の実施設計